

## 令和7年度 学校人権教育実施状況調査について

心の支援課人権支援係

### 【調査方法】

県内全公立学校を対象とし、指定フォームにて回答を依頼。回答期間令和7年12月～令和8年1月。時数等については年度末時点の見込みとして回答。

### 1 児童生徒の教育課題（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①つながりのある集団づくり	34.8	30.2	59.0
②基盤となる人権意識の確立	53.7	41.7	32.8
③自他の違いを豊かさとしてとらえる感性の育成	51.6	43.8	34.4
④コミュニケーション能力の育成	56.0	68.8	65.6
⑤主体的に学ぶ意欲や態度の育成	45.4	54.2	42.6
⑥自尊感情の醸成	44.8	53.1	44.3

- どの学校種においても、コミュニケーション能力の育成に課題を感じている学校が多い。自分の気持ちを伝えること、相手の思いを分かろうとすることは、人権や差別の問題に向き合う基盤となるため、引き続き、人間関係づくりや交流・体験学習を活かした活動等を含め、学校生活のあらゆる場面で取組を推進していく。

### 2 【第三次とりまとめ】に基づいた取組について（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①学校教育の目標に、人権教育の視点からの内容が示されている	88.5	83.3	82.0
②人権教育推進のための校内組織が整えられている	79.6	66.7	78.7
③人権教育の全体計画が作成されている	89.2	74.0	59.0
④人権教育の年間計画指導計画が作成されている	72.4	64.6	44.3
⑤学校評価の項目に、人権教育の視点からの内容が位置づいている	81.5	70.8	70.5
⑥家庭・地域と連携し、授業公開や研修会、講師招聘、施設見学・交流・職業体験などの取組を行っている	77.3	46.9	60.7

- どの学校種においても、高い割合で学校教育の目標に人権教育の視点からの内容が示され、全体計画も作成されている。県としては、人権教育の全体計画、年間指導計画を作成している学校が100%となるよう引き続き働きかけていく。

### 3 校内推進体制の整備状況について（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①いじめを発見し、解決するための体制整備	95.7	86.5	67.2
②日常的な安全管理や安全指導	95.8	79.2	93.4

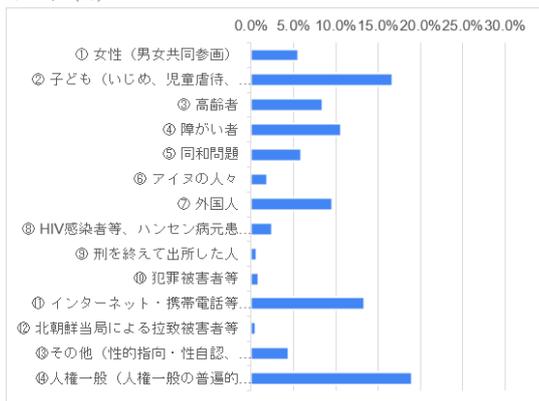
③児童生徒が悩みを相談できる体制整備	95.7	90.6	77.0
④人権意識を高めることにつながる職員研修	78.4	63.5	86.9
⑤児童虐待に対応するための体制整備	71.5	44.8	54.1
⑥性被害・性暴力に対応するための体制整備	66.5	44.8	59.0
⑦児童生徒の意見が学校行事、学級経営へ反映される機会の確保	79.4	56.3	47.5
⑧性的マイノリティへの配慮	52.0	42.7	21.3

- ・学校の状況に応じて、校内推進体制が整備されてきている。特に、小中学校に関しては、多くの項目において取組が進んでいると言える。
- ・児童生徒の意見が学校行事、学級経営へ反映される機会の確保については、昨年度と比較して小中学校で約 7.9%、高校では 2.4%増えた。児童生徒の意見を取り入れる機会を増やしていると言える。
- ・どの学校においても必要と考えられる「性的マイノリティへの配慮」については、小中、高校において約半数の学校にとどまっている。よって各校においては、文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（平成 28 年 4 月）等を参考にしながら、さらに配慮を進めていく必要がある。

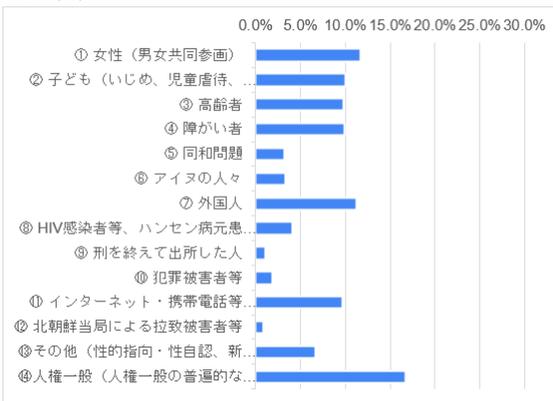
#### 4 個別の人権課題に関する学習の取組状況（各項目の指導時間の割合を算出）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①女性（男女共同参画）	5.6	11.7	7.8
②子ども（いじめ、児童虐待、こどもの権利等）	16.7	10.0	15.1
③高齢者	8.4	9.8	4.7
④障がい者	10.6	9.9	9.9
⑤同和問題	5.9	3.2	1.6
⑥アイヌの人々	2.0	3.3	1.5
⑦外国人	9.6	11.3	10.0
⑧HIV 感染者、ハンセン病元患者とその家族等	2.4	4.1	1.2
⑨刑を終えて出所した人	0.6	1.0	0.2
⑩犯罪被害者等	0.8	1.8	1.7
⑪インターネット・携帯電話等による人権侵害	13.3	9.7	12.0
⑫北朝鮮当局による拉致被害者等	0.5	0.9	0.9
⑬その他（性的指向・性自認、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止、上記以外）	4.5	6.7	5.8
⑭人権一般（人権一般の普遍的な視点）	19.0	16.7	27.4

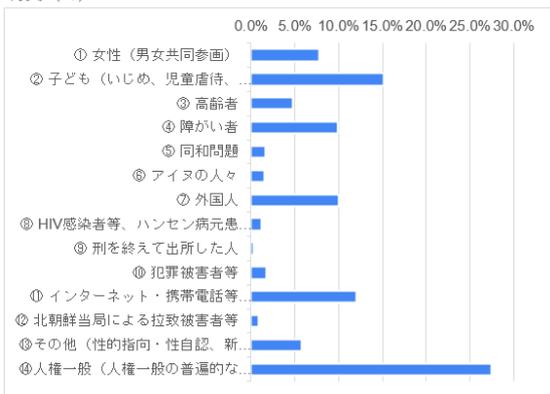
小・中 (%)



高校 (%)



特支 (%)



- どの学校種においても、いじめ、児童虐待を含む「子ども」、「インターネット・携帯電話等による人権侵害」、「障がい者」、「外国人」について、高い割合で扱っている。
- 「女性 (男女共同参画)」については、高校で多く扱っている。
- 個別の人権課題に関しては、万遍なく学ぶ機会を持つことが理想である。県としても、研修等を通して教職員自らが学ぶ機会を設けたり、引き続き取組事例を紹介したりするなどして扱う機会を増やしていく。

◇全学年の実施総時数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
118.1 時間	62.6 時間	71.4 時間	47.5 時間

- 小学校では年間に約 20 時間、中学校では年間に約 21 時間、高校では年間に約 24 時間、人権教育の視点を取り入れた授業に取り組んでいる。

5 人権教育に関する職員研修について (複数選択可)

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
① 一般人権の普遍的な視点	62.0	46.9	62.3
② 個別的な人権課題	32.9	30.2	41.0
③ 児童虐待に関する内容	49.0	13.5	21.3
④ 体罰の問題、児童生徒に対する言葉づかい、課題のある児童生徒の背景の理解等の内容	77.5	47.9	55.7
⑤ 体験的な学習	40.8	15.6	36.1
⑥ 家庭・地域と連携した研修	43.5	12.5	23.0
⑦ 人権に配慮した授業づくり	52.9	16.7	37.7
⑧ 実施していない	5.5	12.5	13.1

- 自尊感情や人間関係調整力、他者理解など「一般人権の普遍的な視点」についての研修については、どの学校種においても約 5～6 割の学校で実施している。また、体罰や児童生徒に対する言葉づかい

など、子どもの人権に配慮した指導のあり方を職員全体で見直し、更新していく研修を多く設けている。県としては、引き続き事例や、短時間で行える研修パッケージ等の提供を行っていく。

## 6 性被害防止のための指導について（複数選択可）

◇「長野県子どもを性被害から守るための条例」の中で、「学校等の責務」として定められている「子どもの性被害防止のための取組」について、実施しているもの

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①人権教育	76.6	63.5	63.9
②性に関する指導	84.9	77.1	60.7
③情報モラルに関する指導	86.4	80.2	52.5
④実施していない	4.9	7.3	13.1

◇実施した性被害防止のための指導内容について該当する項目をお選びください

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①「性被害防止教育キャラバン隊講演会」及び講演会の事前事後指導	12.5	39.6	4.9
②「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研究会」の成果を活用	21.0	20.8	4.9
③文部科学省「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した取組	16.6	8.3	6.6
④その他（例：文部科学省の動画を視聴）	48.2	37.5	44.3
⑤実施していない	20.6	17.7	44.3

- ・どの学校種においても、「長野県子どもを性被害から守るための条例」にある「学校等の責務」として、学校種に応じた必要な取組を実施している。特別支援学校においてはさらなる取組を進める。
- ・子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう令和5年から本格的に取り組みが始まっている「生命の安全教育」に関しては、実施率が小中学校で2割に満たないことが分かった。どの学校種においても、性被害、性暴力の被害が後を絶たない現状を踏まえ、県としても、さらなる周知に努める。

【生命（いのち）の安全教育】（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



## 7 いじめ等に関する取組について

<子どもたちが主体となり、いじめの問題に対して取り組んでいる事例>

- 人権月間において、児童会が中心となり、あいさつ運動や「言われてうれしかった言葉」を募集して放送で流す等の活動を行った。よりよい人間関係につながる活動であった（小）。
- 人権月間に合わせて、友達にしてもらってうれしかったことをカードに書いてポストに入れる「笑顔の銀行」活動を通して、みんなが安心して笑顔で過ごせる取組を行った（小）。
- 姉妹学級でのペア、ペアをさらに大きくしたともだち班を編制し、通年を通して異学年が集団で遊びや学習をすることを通して、互いを思いやる態度を養ったり、他者理解を図ったりしている（小）。

- 縦割り活動（異年齢学年による遊びを中心とした交流活動や清掃活動）を軸に、他者理解の経験を重ねている（小）。
- 生徒会いじめ対策委員会が中心となり「命の大切さを考える集会」で中学校人権宣言やいじめ追放宣言を全校で朗読し人権に対する意識を高めている。「いのちの駅伝」に30名以上の有志が参加し、駅伝を通して市民の皆さんに命の大切さやいじめ差別のない明るいまちづくりに向けたメッセージを伝えている（中）。
- 生徒会が友だち付き合いをテーマとした人権集会を開催し、寸劇を全校が視聴した上で、場面場面に ついて全校縦割り班で話し合いをするワークショップを行った（中）。
- 生徒会主催で、学年学級のよい姿を付箋に記入しその付箋で虹（「思いの虹」）をつくる取組（中）。
- いじめ根絶子ども会議を開催した。隣接する小学校6年生と全校生徒が班ごとにいじめの課題について話し合った（中）。
- 生徒会の生活委員会を中心に年2回、朝の挨拶運動を実施。朝の気持ちよい挨拶から一日が始められるような取組を行っている（高）。
- いじめのない学校づくり宣言（高）。

< SNSに起因するいじめ等を防ぐことにつながる取組について、実施していること >（複数選択可）

項目	小・中 (%)	高校 (%)	特支 (%)
①いじめ全般についての学習	77.5	41.7	45.9
②情報モラルについての学習	94.3	83.3	44.3
③SNS の利用方法（書き込み、課金等）についての指導・注意喚起	84.3	83.3	45.9
④外部講師を招いての講演会	58.0	39.6	11.5
⑤GIGA ワークブックの活用	6.2	1.0	0.0
⑥保護者・家庭との連携（家庭での使用ルール作り等）	61.6	17.7	39.3
⑦実施していない	0.9	2.1	23.0

- ・情報端末を介したトラブルは、年々増加傾向にあり、各学校においても情報モラル、SNSの利用方法について危機感をもって取り組んでいる。
- ・県としては、引き続き全校種で使うことができる「GIGAワークブック信州」の活用も呼び掛けていく。

【GIGAワークブック信州】（長野県教育委員会）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/gigaworkbookshinshu.html>



## 8 「同和問題」への取組について

< 同和教育の実施状況について > ※扱った学校については学年を複数回答。扱っていない学校は割合を表す。

小学校	割合 (%)	中学校	割合 (%)	高校	割合 (%)	特支	割合 (%)
①小3以前	10.1	①中1	50.8	①高1	31.3	①行っている	4.9
②小4	15.3	②中2	78.7	②高2	32.3	②行っていない	95.1
③小5	31.5	③中3	76.5	③高3	30.2		
④小6	75.7	④行っていない	10.4	④高4	6.3		
⑤行っていない	21.7			⑤行っていない	49.0		

- ・小学校では学年が上がるにつれ、同和問題を扱う割合が増えている。中学校では系統的・段階的に複数学年で扱う学校が多い。高校ではおよそ半分の学校がいずれかの学年、もしくは複数学年で扱っている。
- ・同和教育を行っていない小学校は21.7%、中学校は10.4%となっている。義務教育段階で確実に同和問題を学ぶ機会を設けるよう、教育的な意義を改めて伝えていく。

#### <扱うことに自信がないと感じている若手教員等への具体的な支援について>

- 「あけぼの」教材を基にベテラン教員がアドバイスをしながら取り組めるように支援する（小）。
- 人権研修会への参加を勧めたり、ベテラン教員の実践を基に授業の構想を一緒に考えたりする（小）。
- 6学年全学級で「あけぼの」の「村人さえ無事ならば」を扱う（小）。
- 人権啓発センターや福祉施設等への視察研修、各種講演会や研究会などへの参加、解放同盟協議会のみなさんとの懇談会などを通し、自ら研修し人権意識を高める（小）。
- 村の小学校2校、中学校1校の職員を対象にした同和問題の合同研修会を行った。それに先立ち、「同和問題ミニ講座」を個々で視聴した。同和問題への知識をアップデートし、授業にいかしけるように支援した（小）。
- 解放子ども会の定例学習会への参加。中学校区の全教職員を対象に解放子ども会主任指導員の方を講師として招き差別戒名や地域における差別の歴史について学ぶ研修を実施した（中）。
- 地域の隣保館の館長を招き、具体的な事例から同和問題を学び、指導に役立てる（中）。
- 県教委よりご提供いただいている「同和問題ミニ講座」を受講したところ、これまで自分が見聞きしてきた情報と大きく異なっていました。歴史研究が進み、新しい事実や見方が生まれてくるので、間違った情報で新しい偏見を作ってしまうことがないよう、絶えず知識を更新していく必要があると思います。短時間で学ぶことができるミニ講座はとても有効だと思いました。また、身近な問題だと感じる機会が少なく他人事のように感じてしまいがちなので、現状を知り、同和問題を扱っていかねばならないという必要感を、何らかの形で感じる必要もあると思います（中）。
- 「人権教育指導資料集」を共有し、授業実践への活用を進めた（中）。
- 係会や学年会で、これまで指導経験が豊富なベテランの教員が若手の教員へアドバイスする（高）。
- 県主催の社会人権教育研修会、人権教育スキルアップ講座への参加を勧める（高）。
- 同和問題の教材を共有し合い、扱った授業を公開して、教員が学ぶ機会をつくる（特支）。

- ・多くの学校で、県や市町村主催の研修会に参加したり、外部講師を招いたり、部落差別の現状を理解する機会を設けている。また、ベテラン教員が若い先生と一緒に授業を考える等のサポートをしている。
- ・回答の中には、部落差別について授業で扱う機会のない教員が増えていること、児童生徒がインターネットを経由して、同和問題を誤ったまま理解してしまうことへの危機感、職員全体が研修することの必要性についての言及もあった。教師自身が知識を更新したり、自ら向き合うきっかけとなったりするよう、令和8年度も「同和問題ミニ講座」（オンデマンド配信）をはじめ、研修等において、取組を推進していく。

※令和8年度「同和問題ミニ講座」については、7月から開講予定

令和7年度に、各校が職員研修や人権教育講演会でお呼びした講師についての回答データは、各教育事務所にあります。

必要な場合は、各教育事務所の人権教育担当にお問合せください。